平成２９年（フ）第３０号
千葉県鴨川市貝渚3211番地
債務者　庄司　智和
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第３６５号
新潟市東区もえぎ野３丁目11番10号　萌木野ボペップハウス106号
債務者　赤澤　吉和
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８３号
新潟市秋葉区東金沢1321番地
債務者　明間　　繁
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８５号
新潟市東区幸栄１丁目10番５号
債務者　阿部るみ子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６２号
山梨県韮崎市穴山町3910番地
債務者　大久保仁美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
山梨県甲斐市下今井2824番地１
債務者　髙橋タヱ子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６２号
山梨県都留市中央１丁目４番９号
債務者　加藤智恵子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
長野県千曲市大字磯部376番地４　中沢アパート３号
債務者　桑山　里美
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第８２号
長野県埴科郡坂城町大字坂城8651番地３　西澤規久也方、住民票上の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城9585番地13
債務者　齊藤　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第１４０号
静岡県富士市宮下311番地の42　メゾンリヴィエールＦｕｊｉ　101号
債務者　加藤　秀行
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第４１１号
兵庫県姫路市網干区浜田239番地52
債務者　久保田浩昭
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３１６号
奈良市南京終町７丁目595番地の17　シャルマンＫＵＲＯＢＥⅢ305号
債務者　西岳　現裕
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２００号
奈良県大和高田市昭和町８番10―113号　朝日プラザウエストウイング
債務者　澤井　政代
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２１２号
奈良県大和高田市礒野南町９番２号、前住所奈良県大和高田市大字奥田152番地　12棟３号
債務者　南　　敏一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
奈良県磯城郡田原本町大字大安寺84番地の７
債務者　三木　　隆
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
鳥取県鳥取市徳尾58番地６、旧住所鳥取県鳥取市南安長３丁目111番地１
債務者　西村　直子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６８号
広島市安佐南区上安１丁目13番６―401号
債務者　千崎　美穂
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部